第10章 保険料(税)特別徴収に係る情報交換及び収納・納入

平成 12 年 4 月に施行された介護保険制度では、65 歳以上で年金額を 18 万以上受給している被保険者(第1号被保険者)の介護保険料は、年金保険者である地方公務員共済組合(=特別徴収義務者)が市区町村からの依頼に基づき、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金及び通算遺族年金(注)から特別徴収することとなった。

平成 20 年 4 月からは、世帯内の国民健康保険制度の被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満である世帯の世帯主及び後期高齢者医療制度における 75 歳以上(一定の程度の障害の状態にある者は 65 歳以上)の被保険者の保険料(税)についても、介護保険制度に準じ特別徴収が開始された。

また、平成 21 年 10 月からは、65 歳以上の納税義務者における個人住民税についても、 退職年金、減額退職年金及び通算退職年金から特別徴収することになった。

これらの制度において連合会は、保険料(税)の特別徴収に係る各共済組合と市区町村との間の情報交換業務及び各共済組合からの市区町村への保険料(税)納入業務の経由機関として、情報交換データの分割・統合及び保険料(税)の納入業務を行っている。

なお、情報交換業務において、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料に係る情報については国民健康保険団体連合会が、個人住民税に係る情報については地方税共同機構が連合会と市区町村との間の経由機関と位置付けられており、これらの経由機関と情報のやりとりを行っている。

また、連合会では、これらの業務を円滑に運営するため、特別徴収システムを開発し、各 共済組合と連合会との間をネットワークで結び情報交換データを電送している。

(注)被用者年金制度一元化に伴い、介護保険料、国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料については、障害厚生年金からも特別徴収することになった。